

1 2 月 1 2 日 本 会 議 再 開 (第 2 日 目)

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 滝 沢 幸 映 君 | 9 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 中 嶋 登 君 | 10 〃 | 山 城 峻 一 君 |
| 3 〃 | 塚 田 舞 君 | 11 〃 | 祢 津 明 子 君 |
| 5 〃 | 水 出 康 成 君 | 12 〃 | 大 日 向 進 也 君 |
| 6 〃 | 宮 入 健 誠 君 | 13 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 7 〃 | 中 村 忠 靖 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
| 8 〃 | 星 哲 夫 君 | | |
2. 欠席議員 4 番議員 松 本 みゆき 君
3. 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-------------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 臼 井 洋 一 君 |
| 教 育 長 | 塚 田 常 昭 君 |
| 総 務 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 橋 勉 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 山 下 昌 律 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻 子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 細 田 美 香 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 小 河 原 秀 昭 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 補 佐 | 宮 嶋 和 博 君 |
| 財 政 係 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 竹 内 優 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | 橋 本 直 紀 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前 1 0 時 0 0 分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 高齢者支援について | 星 哲 夫 議員 |
| (2) 子どもの健康についてほか | 塚 田 舞 議員 |
| (3) 学校給食についてほか | 水 出 康 成 議員 |
| (4) 令和6年度の町の展望についてほか | 大日向 進 也 議員 |

追加第 1 松本みゆきさんの議員辞職について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、4番 松本みゆきさんから欠席の届出がなされております。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

松本みゆきさんから、議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。松本みゆきさんの議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認め、松本みゆきさんの議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1「松本みゆきさんの議員辞職について」

議長（滝沢君） 職員に辞職願を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（滝沢君） お諮りいたします。松本みゆきさんの議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（滝沢君） 異議なしと認めます。よって、松本みゆきさんの議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分～再開 午前10時02分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、8番 星 哲夫君の質問を許します。

8番（星君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

私からは特別養護老人ホームについてお聞きします。一般的に特別養護老人ホーム（特養）と呼ばれる施設は、社会福祉法人や地方自治体が運営母体となる公的な施設です。要介護度3以上、特例の場合は要介護1・2の高齢者が入居し、終身の介護を受けることができます。

近年、高齢者数の増大とともに、特別養護老人ホームをはじめとする介護保険施設はもとより、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向けの住宅など、一般世帯ではない世帯に住む高齢者が増加しております。また、施設を求めて都道府県を越えて移動する高齢者も増加していると言われます。

厚生労働省の介護保険事業状況報告によりますと、要介護、要支援の認定者数は、令和5年1月現在で693.3万人、うち男性が219.9万人、女性が473.4万人となっております。高齢者の人口の増加や介護ニーズの増加に伴い、特別養護老人ホームの需要は増加していると考えられます。

坂城町には現在、さかき美里園、第二美里園、さかき美山園と3か所の特別養護老人ホームがありますが、今ある施設では大勢の待機者がいると言われております。

そして、そのような状況の中で、村上地区には特別養護老人ホームがなく、町民の方々は大変不便を感じられているとの声をお聞きします。これから現役世代人口が減少する中、高齢者の人口比率は増加しており、入居者の待機問題が大きく浮き彫りになってきています。今後の利用待ちの方や、その家族のことを考えると、新しい施設を造るなど対策を考えたほうが良いと私は考えます。

そこで、イとして、特別養護老人ホームの現状について、町内にある今の特養の状況をお聞きします。そして現在、坂城町では何人の待機者を抱えているのか、その人数を教えてください。

ロとして、今後どのような対策をしていくのか、2点お尋ねいたします。

一つ目として、介護保険サービスがわかりにくいと利用者、消費者の声もありますが、今後どのような対応をしていくのかお聞きいたします。

二つ目として、今まさに入居を待っている待機老人や介護をする家族に対して、どのような対応をしていくのかお聞きします。

ハとして、2点お尋ねします。

一つ目として、村上地区に特養施設を造ってほしいと町民からの声も届いております。地域の福祉施設と協力し、村上地区に特養を誘致してもらうことを考えていただくことはできないでしょうか。

二つ目として、厚生労働省は、12月の初旬、介護施設の相部屋代を負担する利用者の範囲を広げる方向で調整に入り、長期療養のための介護医療院やリハビリ目的の介護老人保健施設（老健）の一部を新たに加える。対象は数万人の見通しとし、高齢化で増加する介護費を抑制するのが狙い。低所得者の負担は軽減すると社会保障審議会の分科会を開き、厚労省の案を示すとされました。

特養は要介護3から5の方しか入れませんが、介護老人保健施設、いわゆる老健が坂城町にはありません。老健は要介護1から5までの方が利用できます。医療的ケアの下、リハビリをすることで、日常生活に戻れることに特化した老健の開設を考えてみてはどうでしょうか。

以上についてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、星議員さんから高齢者支援についてのご質問をいただきました。私からは、高齢者支援についての概要を申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁申し上げます。

さて、少子高齢化や人口減少が進む中で、当町においての高齢化率は令和5年10月1日現在、36.4%となっており、国や県の数値より上回っている状況であります。

また、令和7年には団塊の世代が75歳となり、さらに高齢化が進むと予測されておりますが、これを見据えた計画として、町では現在、令和6年度から8年度にかけての高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しているところであります。

ご質問の特別養護老人ホームは、身体または精神上の著しい障がいのために、常時介護を必要とし、かつ在宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者に対し、食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とした施設となっております。

この特別養護老人ホームは、その定員数が30名以上の場合は広域型とされ、定員が29名以下の場合は地域密着型特別養護老人ホームとされております。そして、広域型の特別養護老人ホームは、県が事業所指定を行うことから、居住地域の制限がなく、町外の方も入所することができますが、地域密着型特別養護老人ホームは、町が事業所指定を行う施設として、地域

や家庭との結びつきを重視した家庭的な運営を行うものとされ、入所者も町内に住所を有する方とされております。

特別養護老人ホームの状況としましては、当町には入所定員が50名の広域型が2施設と、入所定員が29名の地域密着型特別養護老人ホームが1施設という状況であります。

特別養護老人ホームへの入所につきましては、一定の基準が設けられておりますが、施設の特徴といたしますと、入所された高齢者の方は終身での利用が可能とされており、入所期間も長期にわたることから、新たに入所の申込みをされた場合、入所までに時間を要するケースもあるとお聞きしております。

このように、施設に入所手続をされ、待機期間の対応としましては、主に在宅での生活が想定されるところでありますので、ご本人やご家族のご意見をお聞きしながら、担当するケアマネジャーがその方の暮らしに必要なサービス計画を作成し、短期入所や訪問介護など介護保険サービスをご利用いただいているところであります。

また、高齢者やそのご家族への支援としましては、介護保険制度やその仕組みにつきまして、全戸配布しております「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」や広報に記載し、高齢者に関する相談窓口となる地域包括支援センターや社会福祉協議会においても、周知・案内に努めているところであります。

町では、介護保険サービスのほかに、高齢者福祉サービスとして、在宅で3か月以上介護している方に介護慰労金を支給する介護者慰労事業のほか、高齢者が使用する介護用品の購入費用に対する支給事業、布団や毛布などをクリーニングする寝具洗濯等サービス事業や、自宅を訪問する理美容サービス事業、介護者を対象とした介護に関する研修、介護を離れ心身の負担軽減を兼ねた交流事業など、様々な事業を行っているところで、これらの内容につきましても、各ご家庭に配布しておりますサービスガイドでもご案内しているところであります。

町としましては、高齢者の皆様が、施設だけでなく、自宅においても適切な医療や介護を受け、住み慣れた地域でいつまでも快適な生活を送っていただけるよう、引き続き福祉施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（鳴海さん） 1. 高齢者支援について、イ. 特別養護老人ホームの現状についてから順次お答えいたします。

特別養護老人ホームへの入所につきましては、施設を運営する社会福祉法人などが入所の決定を行っております。

県の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例では、特別養護老人ホームへの入所について、「介護の必要の程度、家族等の状況を勘案して、サービスを受ける必要が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならない」と定めており、入退所に関する手続や基準等を明示された長野県指定介護老人福祉施設入

所ガイドラインを作成しております。

町内にある特別養護老人ホームの入所状況といたしましては、定員数の方が入所されており、空いていることはほとんどない状況だとお聞きしております。

また、特別養護老人ホームの待機人数につきましては、令和5年4月に実施しております入所希望者数の県調査から、町内在住の方は28名という状況でございますが、町外にお住まいの方の人数が含まれておりませんので、実際にはさらに多くの方が申し込まれているものと考えられるところであります。

特別養護老人ホームへの申込みについては、町外の方も申込みができる上、いくつかの施設へ同時に申込みをされている方も多く、待機中にほかの施設に入所された場合などは、家族からの連絡がなければ、待機者名簿には記載されたままになっていることから、施設側でも待機者の実人数把握は難しいとのことでございました。

次に、ロ. 今後どのような対応をしていくのかのご質問にお答えいたします。

介護保険サービスがわかりにくいという点についてであります。介護保険は、ご本人やそのご家族が実際にサービスを利用するきっかけやタイミングにならないと、その内容についての理解は難しいものと捉えております。

しかし、全戸配布しております「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」には、高齢者のいない世帯にも、介護保険の仕組みや、高齢者に関する相談窓口である地域包括支援センターを知っていただく機会として、広く周知を図り、介護保険制度の仕組みなどをお知らせしているところであります。

一方、実際に介護が必要な場面に直面したときの戸惑いや不安から、どうしたらいいのかわからなかったという声をお聞きすることもあります。

町では、福祉健康課内にある地域包括支援センターにおいて、ご家族からの相談内容に応じた支援として、要介護認定申請の手续や、サービスの種類等介護保険に関するご案内、ご説明をさせていただいているところであります。

さらに、介護保険サービスの利用に際しては、利用される方の身体や生活環境等の状況によって、必要なサービスは異なるため、担当するケアマネジャーがご家族に寄り添い、高齢者の方が望まれる生活を送れるようサービスに関するケアプランを作成し、提供する事業所との調整を行っております。

次に、ハ. 村上地区に介護入所施設をのご質問にお答えいたします。

現在、村上地区には、認知症と診断された方が少人数で介護を受けながら共同生活を行うグループホームと、自宅から施設に通い日中の支援を受けるデイサービスを行う通所介護事業所がそれぞれ1か所ずつございます。

ご質問にあります介護老人保健施設につきましては、特に医療ケアやリハビリが必要な人の

ための介護保険施設で、病状が安定している人に対して、医師による医学的管理の下、看護・介護といったケアをはじめ、作業療法士や理学療法士等によるリハビリテーションを行うとともに、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスまで併せて提供することで、入所者の自立を支援し、家庭への復帰を支援する施設となっております。

介護老人保健施設や特別養護老人ホームにつきましては、近隣の市に所在する施設への申込み及び入所ができることとされておりますので、介護保険の制度を有効に活用していただきたいと考えております。

そして、これらの施設運営に関しましては、いずれも社会福祉法人等が設置し運営しているものがほとんどでございます。

町内への特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の新たな施設の開設につきましては、現時点において、事業者からお聞きはしておりませんが、今後、介護に関する事業を開始したいというお問合せや相談が寄せられました場合には、町で策定しております介護保険事業計画に見込まれるサービス利用量等を含め、町として必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

8番（星君） 再質問させていただきます。まだまだこの介護事業は、今後30年は継続して支援していかなければならない事業だと言われております。また、2025年には団塊の世代の全員が75歳以上の後期高齢者に突入し、高齢者の高齢化がさらに進むと言われております。目前に迫る今現在も、高齢者が必要なサービスが受けられずにいることがわかりました。生きていく上で介護が無縁で生きられる人はいないはずで。

そこで再質問します。町長は、自分自身も介護される側になる年齢に近づき、今後の介護支援についてどうお考えでしょうか。

そこで再質問します。我が町でも150人ぐらいの待機者がいる現状をどう考えていますか。お願いいたします。

福祉健康課長（鳴海さん） ただいまの再質問にお答えいたします。介護が必要になったときということのご質問でございますが、地域における包括支援というものが重要になってまいりまして、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支援することが重要であると考えております。

高齢者の方が年齢とともに低下する身体機能ですとか認知機能については、要介護認定の状態により、介護保険サービスを利用することで、ご自身が自立した生活を過ごせるよう、ケアマネジャーなど専門職が支援を行っております。

医療や介護と連携した支援だけでなく、介護保険のサービスでカバーされない部分の支援として、高齢者の自助・公助の取組などによって、高齢者の方がいつまでも生き生きと生活できる地域をつくっていくということが、健康や生きがいがいづくりにもつながってくると考えており

ます。

次のご質問でございますが、待機者の人数が非常に多いということでございますけれども、介護保険につきましては、利用が必要とされる方を優先的に施設のほうで判断され入所されているという状況でございます。その間、待機されているご家族、ご本人につきましては、ご自宅での介護保険サービス等により、また、町で実施しております高齢者福祉サービス等により支援を行ってまいりたいと考えております。

8番（星君） ご答弁ありがとうございます。今後、総人口が減少する中で、将来的な介護需要の増加に柔軟に対応し、高齢者の質の高い生活を支える体制が構築することを期待して、私の一般質問を終わりにします。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時24分～再開 午前10時34分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、3番 塚田 舞さんの質問を許します。

3番（塚田さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 子どもの健康について

子どもたちの健康は、子どもたちの将来において重要な基盤を築く一環です。幼少期の健康状態は、成長や学びの過程に直結しており、良好な健康は豊かで充実した生活の礎となります。適切な栄養、運動、睡眠、そして心身のケアは、子どもたちが健やかに成長し、健康な生活習慣を身につけるために欠かせません。

また、病気や感染症から子どもたちを守るためには、予防が不可欠です。予防策として、定期的な健康診断や予防接種が挙げられます。これらの手段を通じて未然に病気に対処し、子どもたちが安心して成長できる環境を整えることが求められています。

予防接種には個人を守ると社会を守るの役割があり、予防接種を受けると、その病気に対する免疫、抵抗力がつくられ、その人の感染症あるいは重症化を予防することができます。また、多くの方が予防接種を受けることで免疫を取得していると、集団の中に感染者が出ても流行を阻止することができる集団免疫効果が発揮されます。さらに、ワクチンを接種することができない人も守ることにつながります。

ワクチンを接種した後、有害事象と呼ばれる好ましくない体調不良が認められることがあり、ワクチンを接種するより、自然に感染したほうが確実な免疫がつくからいいのではという考えもありますが、自然に感染症にかかることは、合併症による重症化のリスクのみならず、周りの人に感染を広げてしまうこともあります。

防ぐという観点からも、ワクチンを接種することには意義があると思ひ、今回は、子どもの

命を守るための予防接種に焦点を当て、子宮頸がんワクチンについて、定期予防接種について、坂城町の状況と対応をお伺いいたします。

イ. 子宮頸がんワクチン接種について

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス、以下、HPVへの感染が原因で、子宮頸部に生じるがんです。また、子宮頸がんの95%以上は、HPVが原因であるとわかっています。多くの先進国では、子宮頸がんで亡くなる人は検診の普及で減少し、世界全体でも検診とワクチンの普及で病気になる人が減る予想が立てられてきています。

一方、日本では、年間に約1万1千人が子宮頸がんを発症し、約2,900人が亡くなっており、患者数、死亡者数は共に近年漸増傾向にあります。また、子宮頸がんの年齢、段階別罹患率は、20代から40代の若い世代が、ほかの年齢層に比べて増加傾向が問題となっています。

年齢別の死亡者数では、39歳以下で年間約130人、44歳以下で年間約300人が子宮頸がんにより亡くなっています。子育て世代である30代から40代で亡くなる多くの患者が、我が子を残して亡くなっております。また、命は助かっても、がん治療で子宮を失うことで、子どもを授かりたくても授けられないという方も年間約1千人います。

このように、多くの若い働き盛りの女性や子育て世代の女性が、子宮頸がん罹患して妊娠ができなくなったり命を失っている日本の現状は、非常に深刻な問題として据えられています。

HPVは、人にも感染することができるウイルスで、人の中に住み続けてはいますが、突然変異によって姿を変えていくことがなく、ワクチンを接種することによって誘導された免疫で感染予防ができる病原体です。

また、HPVは、性的接触があった場合に感染するのが一般的で、感染から子宮頸がんに進行するまでの期間は、数年から数十年と考えられています。そのため、HPVワクチンは、特に若い年齢で接種することで感染及び関連する合併症を効果的に予防できます。若い世代での接種は、感染のリスクが高まる初期の時期に対処することを可能にし、将来のがんや尖圭コンジローマの発症を防ぐ役割を果たします。

HPVワクチンは、世界的には2007年からワクチンの人への接種が開始され、今では100か国以上で定期接種になっています。日本においては、2010年度からHPVワクチン接種に対する公費助成が開始され、2013年4月に予防接種法に基づき定期接種化されました。対応するウイルスの数で2価、4価に分けられ、どちらも子宮頸がんの原因の50%から70%を占めるハイリスクHPV16型と、HPV18型のウイルスに極めて高い感染予防効果が確認されています。

しかしながら、接種後に広範な疼痛や運動障がいなど多様な症状が報告され、僅か2か月後の同年6月に接種の積極的勧奨差し控えの通知が発表されたため、差し控えられた状況が長く

続いていましたが、2021年11月、厚生労働省の通知により、HPVワクチンの接種勧奨を再開することとなりました。

国の検討部会において、HPVワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、ワクチン接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたものです。

また、同年12月には、接種対象者等に対して、接種について検討・判断するための適切かつ十分な情報が提供されること、接種を希望する者が滞りなく定期接種を完了できること、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対して、必要な支援が円滑に提供されることが重要として、体制強化に取り組むこととされました。

昨年、2022年4月から積極的勧奨が開始されましたが、当事者となる女子児童生徒や保護者からは、接種後の副反応に対する戸惑いの声も聞かれます。

また、この現状に対しては、接種する本人が理解し、納得した上で接種すること及びHPVワクチンの効果と副反応の説明などを明確にし、事前にわかりやすく示すことも必要だと考えます。

そこで、子宮頸がんワクチン接種について、3点お尋ねします。

2022年4月にHPVワクチン接種の積極的勧奨が約9年ぶりに再開されたHPVワクチンについて、一つ目として、勧奨控えの期間の対象者の人数についてお聞きします。

二つ目として、勧奨再開の2022年4月から何人の方がワクチン接種をしたのか。また、定期接種期間はいつまでかをお聞きします。

三つ目として、接種の呼びかけが9年ぶりに再開され、接種の機会を逃した方に接種の機会を提供するキャッチアップ接種も可能になりましたが、キャッチアップ接種の対象者は。また、その対象者へ情報提供や周知が必要と考えますが、その周知方法についてお聞きします。

次に、ロ. 定期予防接種について。

様々な感染症から子どもを守る上で、予防接種は欠くことができないものです。坂城町においては、集団予防を目的とする感染症に対してロタウイルスワクチン、B型肝炎ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、4種混合ワクチン、BCG、麻疹・風疹ワクチン、水痘ワクチン、日本脳炎ワクチン、HPVワクチンの10種類の定期接種が公費で実施されています。

そこで、定期予防接種について3点お尋ねします。

1点目として、予防接種の種類、実施内容とともに接種の勧奨時期についても定められています。それぞれの予防接種を実施する勧奨期間は、お母さんから赤ちゃんにあげていた免疫効果の減少、感染症にかかりやすい年齢、かかった場合に重症化しやすい年齢などを考慮して設定され、種類によっては複数回の接種が必要になるものもあります。子どもの健康を守るため、

予防接種スケジュールをしっかりと把握し、実施の呼びかけなどが重要だと考えますが、10種類のワクチン定期接種スケジュールは、どのタイミングでどのように周知するのかお聞きします。

二つ目として、過去3年間の接種率の変化、接種率の向上など、接種状況についてお聞きします。

三つ目として、事情により接種対象年齢期間中に予防接種を受けられなかった場合の町の対応についてお聞きします。

以上の点について、ご答弁お願いいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1. 子どもの健康についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 子宮頸がんワクチン接種についてであります。町では、伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しているところであります。

子宮頸がんワクチンは、平成24年度までは、個人の希望により接種する任意接種でありましたが、町では、接種される方の負担を軽減するため、23年2月から国の交付金を活用した接種費用の全額助成を行い、その後、25年4月から予防接種法等に定められたA類の定期接種となった経過がございます。

しかし、接種をされた方の中にワクチン接種との因果関係を否定できない持続的な疼痛を起こされる方が特異的に見られたことから、25年6月に、国において、副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと考えられ、町においてもこの勧告を受け、個別の勧奨を控えておりました。

その後、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において継続して審議され、令和3年11月に、最新の知見を踏まえ、改めてワクチンの安全性について、特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が、副反応のリスクを明らかに上回ると認められました。

これを受け、市町村におきましては、個別の勧奨を行い、令和4年4月から接種を実施することとされ、町も速やかに対応をし、接種を実施しております。

積極的勧奨を差し控えていた期間の平成25年6月から令和4年3月末までに、接種の機会を逃した方の人数であります。平成9年度から17年度生まれの方合計561人で、このうち、これまでに83人が接種を受けております。

また、子宮頸がんワクチンの定期接種の期間につきましては、小学6年生から高校1年生の年齢となる女子とされており、接種の積極的勧奨を差し控えていた期間に接種の機会を逃した方に対しては、公平な接種機会を確保するため、令和7年3月末までを期限として、定期接種の方と同様に接種を受けていただくキャッチアップ接種として接種を実施しております。

このキャッチアップ接種の対象となるのは、積極的勧奨を差し控えていた期間の平成9年度から17年度生まれの方に加え、キャッチアップ接種の実施期限である令和7年3月末までは、特例的に定期接種の対象上限年齢である16歳を超えた方も対象とされることから、今年度キャッチアップ接種の対象となるのは平成9年度から18年度生まれの方となります。

また、対象者への周知につきましては、令和3年3月中旬に定期接種及びキャッチアップ接種対象者全員に厚生労働省のリーフレットとともに通知等を郵送しお知らせをしたほか、町ホームページにも掲載をいたしました。

その後、キャッチアップ接種の期限が近づいてきたことから、今年の広報12月号に改めて接種についてのお知らせを掲載したところでありますが、今後も引き続き、広報やホームページ等を通じ、お知らせをしまいたいと考えております。

続きまして、ロ. 定期予防接種についてのご質問にお答えいたします。

子どものワクチン接種につきましては、予防接種法のA類疾病に位置づけられており、接種対象者及び保護者は、接種を受けるよう努めることとされており、市町村は予防接種を受けるよう勧奨するものとされております。

ご質問にありましたように、子どもの定期接種は10種類ございますが、それぞれ対象年齢や接種回数などが定められていることから、町におきましては、接種時期に合わせ個別にご案内をし、勧奨をしております。

具体的には、出生届出の際に、まず10種類の定期接種のスケジュールの周知として、保護者にスケジュール表をお渡しし、その後はそれぞれのワクチンの接種時期に合わせて、個別に予診票とともに接種のご案内をお送りしております。

また、保護者に子育て応援アプリに登録をしていただき、接種時期に合わせてアプリの通知機能を利用したプッシュ型通知をスマートフォンなどに送ることにより、接種の機会を逃すことのないようお知らせをしているところであります。

過去3年の接種状況を申し上げますと、積極的勧奨が差し控えられていた子宮頸がんワクチンを除く子どもの定期接種全体の接種率で、令和2年度が96%、令和3年度が90.5%、令和4年度90.2%という状況であります。

この接種率につきましては、接種対象年齢や接種回数が数年にわたる場合などで、年度内に接種が終了しなかったことによるものであり、未接種者に対しましては、個別に勧奨をし、接種をしていただいております。

定期接種は、対象となる期間を過ぎてしまった場合は、災害等で該当期間に接種できなかったなど特別な事情がある場合を除き、全額自己負担で接種を受けていただくこととなりますので、まだ接種を受けていない方に対しましては、接種期限の半年ほど前には個別に勧奨のご通知をお出ししておりますので、早めに受けていただきたいと思いますと考えております。

3番（塚田さん） ありがとうございます。子どもと感染症は切っても切れない関係です。ワクチン接種の効果を最大限に発揮するには、周知が欠かせません。子どもたちが健康で安全な環境で生活するためには、予防接種を含む感染症対策が不可欠です。ワクチン接種の重要性を理解し周知することで、子どもたちの未来をより輝かせることができます。

近年、猛威を振るっている新型コロナウイルス、インフルエンザのワクチンを含め、親や保護者、教育機関、地域社会が一丸となり、ワクチン接種の重要性やその安全性に関わる情報を広く共有していければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

2. 子育て支援について

昨今の日本では、住まう地域、家族構成、養育者の就業状況などにより、子どもたちや子育て家族の日々の暮らしは大いに異なります。近年、日本だけでなく、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化などの急速な変化が起きています。これに伴い、人々の価値観や生活様式が多様化していますが、一方で、社会全体では、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退、経済性や効率性の過度な重視、大人優先の社会風潮などが見られているとも言われています。この社会の変化が地域社会や家庭における子どもの成長環境、親の子育て環境にも影響を与えていると思われまます。

子育ては、子どもに愛情を注ぎ、成長を喜び、親も成長する喜びや生きがいをもたらす大切な経験です。子どもの成長や笑顔を通じて、親が喜びを感じることはよくあります。しかし、社会の変化は、核家族化や地域コミュニティの弱まりなどが背景となり、親は孤立感や悩みを抱えがちです。

また、共働き世帯の増加などで核家族化が進んでいます。内閣府の男女共同参画局が公表する共働き等世帯数の推移によると、2019年における共働き世帯は、およそ1,200万世帯を超えており、過去30年で最高値となっています。子どものいる世帯における親の仕事の最新の国の統計では、仕事をしている母親の割合が7割を超えており、ほとんどの世帯において、両親が働きながら子育てをしているという事実が見えてきます。

女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立が求められる中、子育てに専念する選択をする親の中には、ハンディキャップではないかと感じる不安を抱える人もいます。また、物質的に恵まれた社会で育った今の親世代にとって、子育ては思うようにいかない困難な経験であり、ストレスを感じやすいという指摘もあります。

共働き世帯がさらに増加傾向にある現状で、安心して子育てするためには、国や市町村が実施する子育て支援制度もうまく利用していくことが必要です。

そこで、坂城町における子育て支援について、3点お尋ねします。

一つ目として、現代社会では、様々な要因が絡み合い伝統的な家族構成や役割分担が変化し

てきています。これにより家族内のケア機能が縮減し、子育て支援が必要な状況が増えていますが、現在、町が実施している子育て支援の取組についてお聞きします。

二つ目として、地域の児童館、関連する機関との連携、また、物価高騰が続く中、経済的な負担の軽減などを目的に実施している給食費の無償化など、坂城町の子育て施策の成果をどう据えているかお聞きします。

三つ目として、子どもが人間らしく幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても同じです。それを子どもの権利と呼びます。そして、子どもがどんな権利を持っているかを定めたものが子どもの権利条約です。子どもの権利条約は、1989年に国際連合で採択され、全ての子どもが基本的な権利を持つことを保護するためのものです。この条約を守ることを約束した締約国、地域は196か国で、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

日本は、1994年に批准しています。この条約は、子どもたちがただの被保護者ではなく、自分たちも権利を持つ主体であることを強調しています。子どもたちは大人と同じように様々な権利を持ち、また成長のプロセスで特有の保護や配慮が必要な権利も確立されています。

子どもの権利条約採択30年、日本批准25年にあたり、全国の15歳から80歳までの3万人に厚生労働省が子どもの権利に関する意識調査を実施した結果によれば、日本が批准している子どもの権利条約は、認知度が低く、子どもの権利条約を知っていますかの質問に対して、内容までよく知っていると答えた子どもが8.9%、大人が2.2%となっています。

また、子どもの権利条約が守られていないと感じるときについては、子どもの発言権がない、大人の意見を押しつけられる、障がいのある子どもやLGBTの子どもが差別されているなど、子どもの率直な意見が挙がっています。

そこで、子育て支援において、子どもたちの様々な思い、意見や声を重視し、それを政策や施策に取り入れること、子どもたちの声を施策に反映させることが大事だと考えますが、町の考えについてお聞きします。

以上の点についてご答弁お願いいたします。

町長（山村君） ただいま、塚田議員さんから、子育て支援についてのご質問をいただきました。極めて重要な問題だというふうに考えております。私も長野県の阿部知事と一緒に少人数の検討委員会の委員になっておりまして、定期的に議論を重ねておりますけれども、その中でも、子育ては大変だけれども、大変な中でも子育てをする幸せ度、幸福度を何とかして上げるような施策はないかというようなことも議論をしております。そんなことも含めながら、坂城町が実施しています子育て支援の取組を順次申し上げたいと思っております。

ご案内のように、町では、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、出生から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子

育て支援を目指して取り組んでいるところであります。

具体的には、まず、乳幼児期において、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、3歳児の健康診査に至るまで、保健センターでの医師や保健師等による年齢ごとの定期的な健診を行っているところであります。また、発達に不安を感じる際には、公認心理師による個別相談を実施するほか、親子はぐはぐ教室に参加していただく中で、集団による遊びを通して発達を促し、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスを行うなど、保護者に寄り添いながら支援を行っているところであります。

子育てに関する総合相談窓口でもあります子育て支援センターにおきましては、保護者から寄せられる様々な相談について、常駐する家庭児童相談員や公認心理師、保育士等が相談に応じ、お話をよくお聞きする中で、必要とする支援につなげられるよう努めているところであります。

また、センターで開催されるイベントなどを通じて、来館される親子の情報交換や交流の場としても利用されているところでもあります。

保育園におきましては、保護者が安心して働けるよう、未満児から受入れを行うとともに、一時保育を実施しているほか、児童館におきましても放課後の居場所づくりとして、子どもの預かりを行っており、多様化する子育てニーズに応えられるよう努めているところであります。

また、幼稚園を含めて、町内在住の5歳児全てと保護者を対象に、子どもの運動遊び・リズム遊び等の様子から、公認心理師等が保護者と発達相談を行うすくすく相談や6歳児のすくすくランドなど、子ども一人一人に応じたきめ細かな発達フォローも行っているところであります。

小学校入学後におきましては、町の独自の取組としまして、平成25年度から教育コーディネーターを、27年度からは公認心理師の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、子どもだけでなく保護者も対象として、専門的視点のカウンセリングを受けられる形としております。

また、中学校卒業後におきましては、令和2年度から就労コーディネーターを配置し、中学校や高校と連携して、職場体験・現場実習先の開拓や就職ガイダンス、就職希望者と町内企業とのマッチング等の就労支援を行っているところでもあります。

こうした取組のほか、子育てに関する町独自の経済的支援といたしましては、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめとして、第3子以降の保育料や保育園副食費、学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担を軽減して、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していかれるよう取り組んでいるところであります。

次に、子育て支援施策の成果をどのように捉えているかのご質問であります。核家族化

や共働き世帯が増加する現状におきまして、保育園や児童館が、こうした世帯が安心して働ける受皿としてはもちろんのこと、子どもの発達相談や子育てに関して相談できる機関としても有効に機能しているものと考えております。あわせて、給食費の無償化をはじめとした経済的な子育て支援につきましても、保護者の皆様の経済的な負担軽減に大きく寄与しているものと考えているところであります。

社会の変化に応じて、子育ての環境も日々変化しているところではありますが、町といたしましては、引き続き、子育て支援センターや保育園、学校はもとより、福祉、医療分野の関係機関とも連携を図る中で、様々な視点からの切れ目のない支援を続けてまいりたいと考えているところであります。

続いて、子どもたちの声を施策に反映することへの町の考えのご質問であります。中学校におきましては、平成28年度から、3年生による中学校の3年間で学んできた様々な分野のまちづくり施策に関しまして、ここの議場におきまして、議会形式により町側に質問する模擬議会を開催してまいりました。また、令和3年度に実施された坂城高等学校と筑波大学との高大連携事業として行われた「まちづくりシンポジウム2021」では、生徒から提案のあったさかき千曲川バラ公園へのベルアーチを今年度のばら祭りに合わせて実際に設置するなど、子どもからの意見聴取のみならず、施策に反映してまいったところでもあります。

そのほか、子ども・子育てに関わる全ての機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子どもや子育て支援を総合的かつ計画的に推進するための坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたりましては、子育て中の保護者にニーズ調査を実施したほか、保護者の代表者に計画策定委員としてご意見をいただくなど、当事者等の意見の反映に努めているところであります。今後、次期計画を策定する際におきましては、保護者だけではなく、小中学生の意見の聴取もしたいと考えているところであります。

さらに、今後、整備が予定されています新複合施設につきましても、子育て支援センターを利用される保護者の皆様との意見交換や、子どもの意見を聞く場の設定を計画しているところであります。

令和5年4月に施行されましたこども基本法では、基本理念として、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見を表明する機会の確保や、年齢や発達の程度に応じた子どもの意見の尊重が掲げられるとともに、子ども施策の策定、実施、評価にあたっては、子どもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務づけられているところでもあります。

町におきましても、この趣旨を踏まえ、今後とも、子どもの最善の利益を実現する観点から、引き続き、子どもの意見の聴取に努め、できる限り施策等に反映していきたいと考えているところであります。

3番（塚田さん） ありがとうございます。子どもは無限の可能性を秘めて生まれてきています。権利が尊重され、良好な環境の下に置かれると子どもの可能性は思い切り花咲きます。

最後になりますが、温かく見守る、支援する社会や地域づくり、切れ目のない縦の連携、そして様々な機関や団体が常に情報や考え方を共有し、役割分担しながら一体となって子どもや家庭を支援していく横の連携、この縦の連携と横の連携がますます密となり、重要視されることを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（休憩 午前11時09分～再開 午後 1時00分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

続いて、5番 水出康成君の質問を許します。

5番（水出君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

質問表題として、一つ目に学校給食について、二つ目に複合施設について、以上を質問いたします。

まず、一つ目の学校給食について。

学校給食の無償化が令和5年4月に遡り実施となりましたが、ある方よりご心配の声が寄せられましたので、内容に関して質問いたします。

まず、寄せられた要旨は、給食無償化を継続しながらも、給食の質が下がらないようなシステムをつくってくださいとの内容です。また、給食費用の全額を坂城町によって負担いただき、大変助かっているとお礼も添えられていました。

心配される経緯としては、広島に本社を置いていた株式会社ホーユーという学校、学生寮、官公庁、企業などの食堂・給食業務を主たる事業としている食堂運営会社の破産手続が報道されたことによります。同社は、新型コロナウイルス感染症の流行による利用者減少、昨今の物価高騰及び人件費増により、経営状態の悪化による破産でした。

物価高騰について、最近の状況として、11月27日、「NHK NEWS WEB」より抜粋になりますが、総務省発表の令和5年10月の消費者物価指数は、去年の同じ月より2.9%上昇。生鮮食品を除く食料は、去年の同じ月より7.6%上昇し、前の月から1.2ポイント鈍化したものの、高い水準が続いています。具体的な材料で、給食にも影響がある牛乳は19.8%、調理カレーは16.4%、食パンは7.9%、国産品の豚肉は5.9%上昇していると報道されていました。

このように、給食材料費等の高騰はいや応なしに直面いたします。給食センターでも1食当たりの設定費用の増加が見込まれた場合、質の低い材料でやりくりし、予算維持が行われているのではないかと心配です。

今後も給食費用低下の要素は少なく、材料の質を落とさず対応することは難しく、家計を預かる保護者の方が、より敏感になることは当然のことと思います。

そこで、学校給食の質の維持について質問いたします。給食材料費について、設定費用を超える物価高騰の場合の対処について伺います。そして、当町の給食センターは、民間営利企業の経営ではないため、ご心配のような質を落としてまでの運用はないと推察しております。また、私も過去に参加しましたが、学校給食の試食会でも、地産地消の推進、国産品での材料選定や献立の工夫などの説明を通じて、子どもたちに安全でおいしい給食を提供することに、大変なご苦勞をいただいていると感じました。

しかし、心配のような質の低下がないかは、食材についてトレーサビリティーを説明できる状況に管理されていることが、システム的な対応と考えます。

そこで、食材のトレーサビリティーの状況について伺います。また、学校給食無償化の継続について、何より心配なのが、多額の費用がかかる給食材料費の財源が今後も継続して確保できるのか、6月定例会の町長の答弁では、学校給食無償化の終期について、現時点では決めていない、継続的な制度とするために国の動向などについても引き続き注視してまいりたいと考えていると回答されているが、継続的な制度として、現在の見通しを伺います。

以上について答弁をお願いします。

教育長（塚田君） 1の学校給食についてのご質問に、順次お答えいたします。

初めに、イの学校給食の質の維持についてであります。学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、バランスが取れた栄養豊かでおいしく、品質の高い学校給食を提供することが重要であると考えております。

学校給食は、学校給食法等において、児童生徒1人における給食1食当たりの望ましい栄養量や、摂取エネルギー量の基準が定められており、この基準に基づき献立を作成し給食を提供しております。

また、PTAの代表や学校代表者などで組織する食育・学校給食センター運営委員会において、学校給食の品質を維持するため、小学生、中学生それぞれの1食に係る適正な学校給食費の単価を設定しており、燃料価格の上昇などにより、食材費などが高騰している状況ではありますが、食材確保や献立に工夫を凝らし、児童生徒に必要な栄養、品質の高い給食が提供できるよう努めているところであります。

ご質問の、給食材料費が設定費用を上回った場合の対応についてであります。今後も引き続き、旬の野菜や地元の食材を活用して、バラエティ豊かで栄養価の高い献立などを工夫する中で、設定した給食費単価の中で対応をしてみたいと考えているところでありますが、それでもなお、想定以上の物価高騰などによる不足が生じるような場合につきましては、その都度、状況に応じた必要な対応を検討する中で、児童生徒に安全安心でバランスが取れた、栄養

豊かでおいしく質の高い学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、食材のトレーサビリティ、食材がいつ・どこで・誰によって作られたのかなどの把握の状況に関するご質問でございますが、給食食材のトレーサビリティの把握は、給食の安全性と品質の確認のため、とても大切であると考えております。

食育・学校給食センターでは、食材料の選定につきましては、品質や安全性・産地・価格・成分割合などについて成分表やサンプルなどを取り寄せ、使用の可否について決定をしております。

また、選定している食材料は、国産品を基本とし、細菌検査等の検査基準を満たしたものの、食品添加物のないもの、もしくは極力少ないものを選定しているところであります。

食育・学校給食センターでは、食材等の産地、賞味期限あるいは製造年月日、また、製造会社名や異物の混入の有無などについて、納入時に確認の上記録しており、また、果物につきましては、町内産以外は、産地を把握している状況であります。

なお、これらの食材料の記録につきましては、お問合せいただいた際にはお答えしているところであります。

続きまして、ロ．学校給食無償化の継続についてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、子育て支援として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、坂城町学校給食無償化実施要綱を新たに制定し、今年4月から、給食費の無償化を実施しているところであります。

ご質問の学校給食費の無償化の期限につきましては、6月議会におきましても、無償化の終期を定めず、当面の間、町の一般財源を充てて継続してまいりたいと答弁申し上げましたが、新たに制定いたしました実施要綱においても、終期を定めておらず、その状況に変わりはありません。

引き続き、国の動向などに注視するとともに、財源の確保に向けて調査等を行いながら、継続的に実施してまいりたいと考えております。

5番（水出君） 順次答弁いただきました。1点再質問させていただきます。物価高騰で設定費用が超えそうな場合、必要な対応とございますが、必要な対応というのは、補正予算を申請して承認を得て対応するという意味合いでよろしいでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。物価高騰等により、想定以上の高騰などにより不足が生じるような場合につきましては、その都度状況に応じた必要な対応といたしまして、補正予算等も含めて検討をさせていただきたいと考えております。

5番（水出君） 答弁いただきました。給食無償化を継続しながらも、給食の質が下がらないようにシステムをつくってほしいという方へのお答えとして、さきは無償化の話になりますけれ

ども、今後も継続するというので、実施要綱に定められたということは非常に大きなことかと思っております。

そして、あと、物価高騰で設定費用が超えそうな場合も、必要な対応を取りながら、必要であれば補正予算を申請してでも、子どもたちに必要な栄養素、エネルギーを確保し、確かな食材で学校給食を提供するというので、それと食材の産地やら含めて、きちんとトレーサビリティは取れており、問合せがあったら、その旨説明ができるようになっているということはこの場で確認させていただいて、お問合せいただいた方へのお答えといたしたいと思っております。

また、保護者の皆様や町民の皆様におかれては、給食センターで開催される給食の試食会は、より詳しく学校給食について教えていただけるので、情報の更新や理解を深める機会としても、ご参加いただくことを私からもお勧めしたいなと思います。

今後も継続して、安全な食材で学校給食が無償で提供されることを確信しましたので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

次の質問は、複合施設についてです。町のホームページの坂城町第6次長期総合計画、第2章「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、主な事業、複合施設の整備に向けてでは、福祉、保健、子育て分野をはじめ、多様化する行政サービスへのニーズに対応するため、老人福祉センター、保健センターを統合し、子育て支援センター、図書館機能を併せ持つ複合施設の整備を進めるとあります。令和5年は基本構想、基本計画の策定、令和6年は基本設計、令和7年は実施設計、用地買戻しとして、直近3か年の予定が掲載されております。

町民は、新設される複合施設については大きな事業費となるため、建設に際しても大きな期待があり、複合施設のコンセプトや仕様への意見など、議員へも声が寄せられているところであります。建物の構造に関する事、複合される機能に関する事、衛生面に関する事、入浴施設や食堂施設などを含め、大きなことから小さなこと、進め方や検討方法へのご意見などもありました。

また、議会閉会中の調査として、社会文教常任委員会では、富山県立山町の複合施設、立山町元気交流ステーションみらいぶを視察しました。「高齢者も、赤ちゃんも、だれもがみんな、快適に安心して利用できるように。」をコンセプトに、富山地方鉄道五百万石駅が一体となった複合施設です。

説明でも、ワークショップを通じ、学生を含め、町民の声を幅広く集め反映した施設であり、担当の大変さはかなりのものであったが、複合機能によるメリットがデメリットを上回る出来に、完成された喜びを話されておりました。初めて訪れた私たちでも、利用しやすさや利用者思いの仕様、居心地のよさを感じる施設でした。

ちなみに、デメリットは、住民課系の手続がみらいぶではできないため、目の前の役場庁舎

へ行くことだとおっしゃっていました。

さて、これから始まる私たちの新たな複合施設が、町民に親しまれ、より多くの利用がされるために、できるだけ多くの要望や情報を取り入れていくことは大切と思います。全ての要望が反映されることは限界がありますし、絞り込みは当然必要です。町民がある程度の状況を理解しながら進むことが求められると思います。

そこで、質問として、複合施設に関する現在の進捗状況を伺います。複合施設のコンセプトや仕様を、町民や利用団体からどのように吸い上げて決めていくのか伺います。透明性の確保として、町民意見の聴取状況や進捗状況の説明はどのように考えているのか伺います。

以上について答弁願います。

町長（山村君） ただいま、水出議員さんから、2番目の質問としまして複合施設について、また、イとして町民意見の反映についてのご質問をいただきました。順次、お答えいたします。

近年、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、私たちを取り巻く社会環境やライフスタイルは大きく変化してきております。こうした情勢の中で、人々の暮らしを支えるための保健・福祉サービスは、その重要性がますます高まると同時に、複雑化、多様化するニーズや課題への的確な対応も求められております。

一方、当町の保健サービスや高齢者を中心とする福祉サービスの拠点である保健センターと老人福祉センターは、いずれも建設から長期間が経過し、老朽化が進んでいることから、よりよいサービスの提供体制や公共施設の在り方等を考慮する中で、両施設を複合化することとし、町の第6次長期総合計画や公共施設個別施設計画におきましても、新たな複合施設の整備を位置づけているところであります。

さて、1点目のご質問として、複合施設に関する現在の進捗状況についてであります。関連部門が多岐に及ぶことが想定される複合施設につきましては、関係課・関係機関による内部検討に加え、昨年度からは外部の方による保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げました。

準備委員会では、先進施設の視察等を交えながら、まずは施設の方向性についてご協議をいただく中で、新たな複合施設の整備の趣旨として、子育て支援センターや図書館機能を取り込むとともに、文化センターや体育館など、既存の周辺施設との連携により、少子高齢化対策の拠点として、また、生きがいと交流の場を形成するため、整備を進めることをご確認いただきました。

また、アクセスしやすい地域交通の拠点機能や、誰一人取り残さないSDGsの視点、DXの積極的な活用推進などとともに、施設全体の狙いとして、幅広い年代の多様な人々がそれぞれの目的で利用でき、目指す場として「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well-beingの実現空間」との方向性をまとめていただき

ました。

今年度は、新たな委員さんにも加わっていただき、保健・福祉等複合施設建設委員会に体制を改める中で、昨年度取りまとめた方向性を踏まえ、新複合施設で実施される活動や、施設に求める要件、概算の事業費、スケジュールなど、次年度からの設計に必要な情報をまとめた基本計画の策定に向け、協議・検討を行っております。

これまで開催しました2回の建設委員会では、昨年度まとめた方向性ととも、施設の建設候補地や運営体制の方向性、スケジュールを確認していただき、施設で実施される活動や敷地の使い方についてご意見をいただいたところであります。

委員会の中では、高齢者と子どもとの交流が日常的にできる空間配置や、外感覚で遊べる室内空間の設置、周回コースや遊具の設置、駐車場の量的確保や施設にアクセスしやすい配置についてなど、様々なご意見を頂戴しており、今後も課題を整理しつつ、基本計画の策定に向けて議論を深めてまいりたいと考えております。

また、今年度は、施設の建設候補地の現況及び地形測量を実施しており、既に、隣接する地権者の方々にも境界確認のための立会いをお願いし、関係する方のほぼ全ての方にご了承をいただきましたので、年度内に測量結果がまとまる見込みであります。

次に、複合施設のコネプトや仕様を町民や利用団体からどのように吸い上げ決めていくのかのご質問についてであります。新たな複合施設につきましては、目的も多様で、様々な年代の方の利用が想定されることに鑑み、よりよい施設の建設に向けて、建設委員会でご意見をいただくほか、利用者や若い世代の方など、幅広くご意見をお聞きすることが大変重要であると考えております。

そうした点を踏まえまして、町では、建設委員会と並行して、子育て、ボランティア、障がい者関係、高齢者、中学生、高校生など、分野ごとに意見交換を行うこととしており、既にいくつかのグループワークを実施し、新施設での活動をイメージしたソフト面のほか、機能や設備などのハード的な空間のアイデアについて、多くの具体的にご意見を頂戴しております。

各グループワークでのご意見につきましては、基本計画において検討を要するもの、設計段階で考慮・検討していくもの、運営体制の中で対応するものなど様々でありますので、検討段階ごとに整理し、建設委員会でも共有した上で基本計画の素案作成に生かしてまいりたいと考えております。

また、基本計画の素案につきましては、町民の皆様からもご意見をお聞きする予定としており、幅広いご意見をさらにフィードバックして基本計画を策定してまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目としまして、透明性の確保として町民意見の聴取状況や進捗状況の説明はについてであります。複合施設建設につきましては、広く町民の皆様にご利用いただく施設であ

りますので、情報を共有させていただき、透明性を確保することは非常に重要な観点であると認識しております。

そうした中では、ホームページの活用等により、状況に応じて町民の皆様に全体の進捗をお知らせできるよう検討してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、施設建設に至るまでには、今年度の基本計画策定以降、複数年の期間を要することから、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、着実かつ慎重に事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

5番（水出君） ただいま質問についてそれぞれ答弁いただきました。私も、今こうして基本構想を含めコンセプトの持っていく方、透明性の確保等々、町長からのご説明を伺い、安心した次第でございます。非常に期待しているところが多いもので、これから基本構想を決め基本設計に入る段階というのは、かなり重要なことだとも認識しております。幅広く集めた町民の意見を吸い上げどのような構想になっていくのか、重ねて町民が知らぬ間に決まっていたなどにならないような適切なタイミングで適切な対応をお願いしておきたいと思っております。

そして、これは私から情報レベルの話で恐縮ですが、複合施設をやるとしたら初期にいろいろ研究しておく必要があるかなと思って、ちょっと要望事項にはなりますが、お話しさせていただきたいと思っております。

それは防災シェルターの機能統合です。現在、世界ではウクライナとロシア、イスラエルとハマスの戦争など、悲惨な状況が報道されて、我が国の近隣では、北朝鮮のミサイル実験や中国による台湾有事への武力行使の心配など、戦争は絶対にあってはならないことですが、戦争の心配がなくなりません。そして、核軍縮すら進まないのが現状であります。

これまで日本は世界で唯一の核攻撃による被爆国であり、核攻撃はないものとされてきました。しかし、現在、日本は多くの核保有国に囲まれています。しかも、どの国も強権国家であり、自国の戦力を誇示しています。そういった現状がありながらも、日本は核シェルターの普及が整っていない状況にあります。

内閣府は、今年の6月16日閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2023について、いわゆる骨太方針2023の中では、第3章我が国を取り巻く環境変化への対応による文章を一部抜粋しておりますが、様々な種類の避難施設の確保等を含め、国や地方公共団体が協力して住民を守るための取組を進めるなど、国民保護のための体制を強化するとして、来年度以降、具体的に取り組が段階的に示されてくると思っております。

核攻撃ばかりに注目されがちですが、日本では最も身近な脅威として、多発する地震や台風、ゲリラ豪雨、噴火といった自然災害があります。核シェルターは、こうした自然災害からも人命を守ることができる、すなわち防災シェルターです。防災シェルターを複合施設へ併設することを研究していただきたいと考えております。

シェルターを造ることは後づけではできません。建物を建てる際の検討が必要です。そして、大きな費用を確保する上では、国庫補助を受けることも必要になります。また、シェルターの平時利用としても、例えば坂城町では、音楽系の練習室が騒音問題をクリアするために提供したりとか、そんなことにも利用できるのではないかと思います。

現在は、政府方針からの情報レベルでありますので、これから先、アンテナを高くして、早期から注視して複合施設に防災シェルター機能を併設する研究というところで、多少頭を向けておくことにも期待しておりますので、これで私の一切の質問を終わりにさせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午後 1時31分～再開 午後 1時41分)

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、12番 大日向進也君の質問を許します。

12番（大日向君） ただいま、議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

早いもので、年の瀬を迎えようとしております。本年4月に統一地方選挙が行われ、新しい議会体制となりました。初当選議員の議席が約半数を占め、議員の平均年齢もぐっと下がり、若々しい議会となったことと思います。

また、本年5月にコロナが5類に移行され、様々な行事等がコロナ禍前に行われていた状態へと戻りつつあります。ようやく落ち着いた日々が送れることに安寧を感じられるようになりました。来年は、辰年となります。様々な動向が、悠然と泳ぐコイから勢いよく滝を登る竜とらんことを願い、私の一般質問を始めていきたいと思っております。

1. 令和6年度の町の展望について

イ. 令和6年度予算編成について、4点についてお伺いいたします。

1点目、令和6年度の予算編成の方針はどのようになっているのでしょうか。

2点目、過去5年で町民税、固定資産税はどのように変化していますか。決算時ベースでお答えください。また、令和5年度分については、現在わかる範囲でのお答えでお願いいたします。

3点目、令和6年度の町税の収入見込みはどのようになりますか。

4点目、令和6年度の地方交付税の交付見込額はどのようになるのでしょうか。

ロ. 令和6年度重点事業はということで、1点、令和6年度の重点事業としてはどのような事業を考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

総務課長（関君） 私からは、イ. 令和6年度予算編成についてのご質問のうち、予算編成の方針と令和6年度の地方交付税の交付見込額についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、本年5月から感染法上の5類に引き下げられ、社会経済活動がコロナ禍から正常に戻りつつある中、先月公表された日本銀行松本支店による県内の経済動向は、「持ち直している。」とし、前月の「生産に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。」から、景気が上向いていることがうかがえます。

また、関東財務局長野財務事務所が10月に公表した県内の経済情勢も、日本銀行松本支店と同様「持ち直している」とし、景気が上向いていることがうかがわれるところではありますが、「先行きについては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とし、いまだ予断を許さない状況にあるとの観測となっているところでございます。

町内の主要20社への7～9月期経営状況調査においても、前年同期、3か月前と比較し、生産量及び売上ともに増加とした企業の割合が増えており、緩やかではありますが、景気の回復がうかがわれるところであります。しかし、今後3か月後の見込みについては、増加を見込む企業より減少を見込む企業が増えており、中東地域をめぐる情勢、円安等の影響による物価高騰など、様々なリスク要因もあり、慎重に状況を注視する必要があると考えているところであります。

いずれにいたしましても、長期化する物価高による不安定な社会経済の町政への影響は不透明であり、来年度の当初予算編成につきましては、厳しい状況の中での予算編成になるものと考えているところであります。

こうした厳しい財政状況の中、令和3年度からスタートしました第6次長期総合計画に基づくまちづくりとともに、誰もが心身ともに充実し、幸福を実感することができるよう「チャレンジSAKAKI well being」を職員全体で共有する中で、各種施策を実行していかなければなりません。

予算編成においては、多様化する住民ニーズに合わせた行政需要への対応を図りつつ、長期総合計画に沿った事業の取組を基軸とし、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げるKPIの達成を目標に、SDGsの達成とデジタル変革への取組を意識した事業の実施を行ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことから、中止や縮小した事業については、社会変容と価値観の変化等を考慮し、実施の可否も含めて、実施方法等を再検討し、坂城町公共施設個別施設計画や実施計画等の計画に位置づけられた事業についても、限られた財源で、より効率的・効果的な事業の実施や、創意工夫による徹底した経費節減や特定財源の確保に努める中で、めり張りのある編成を行ってまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の地方交付税の交付見込額についてのご質問であります。地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を是正し、全ての住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保証するものであり、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分されるものであります。

地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付基準額として算定され、特別交付税は災害など基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要に対し交付されるものであります。

国は地方交付税の概算要求にあたり、新経済・財政再生計画や経済財政運営と改革の基本方針2023を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、「令和5年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」としており、概算要求額は、1兆8,690億円で、前年度対比1.1%、約2千億円の増額となっております。

町の令和6年度の地方交付税の交付見込額については、国における算定費目や計数等の変化を勘案するとともに、町の税収等の動向も注視する中で、的確に算定してまいりたいと考えております。

収納対策推進幹（細田さん） イ. 令和6年度予算編成についてのうち、私からは、過去5年間の町民税及び固定資産税の変化と令和6年度町税収入見込みについてお答えいたします。

初めに、平成30年度から令和4年度までの5年度分の個人町民税、法人町民税、固定資産税の決算額について税目別にお答えいたします。

個人町民税につきましては、平成30年度7億2,861万円、令和元年度7億4,585万円、2年度7億7,751万円、3年度は、前年度より大きく増額となり8億3,783万円、4年度は7億3,759万円であり、おおむね7億3千万円から7億7千万円で推移しております。

3年度は8億円を超えましたが、一時的な所得の増収により前年比プラス7.7%、約6千万円の増額でありました。

続いて、法人町民税につきましては、平成30年度6億3,108万円、令和元年度5億6,890万円、2年度2億8,265万円、3年度3億2,927万円、4年度5億2,931万円であり、年度ごとに大きく増減しております。

2年度は、世界規模で新型コロナウイルス感染症が流行し、社会経済が停滞したことによる経済状況の悪化により、前年比マイナス50.3%、約2億8,600万円の減額となりましたが、4年度には、コロナ禍からの企業の業績の回復基調などにより、前年比プラス60.6%、約2億円の増額となり、コロナ禍以前の税収に戻りつつあります。

次に、固定資産税につきましては、平成30年度12億7,176万円、令和元年度12億

6, 833万円、2年度12億9,670万円、3年度12億2,876万円、4年度13億765万円でありました。

3年度では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による事業用の家屋と償却資産の軽減措置などにより、前年比マイナス5.2%、約6,700万円の減額となっておりますが、おおむね12億円から13億円で推移しており、町の安定的な自主財源となっております。

続いて、今年度の状況について、調定額でお答えいたします。初めに、個人町民税につきましては、給与所得や長期譲渡所得などが前年度より増えたことにより、11月末現在の調定額は7億5,592万円、前年同時期に比べプラス2.2%、約1,600万円の増額となっております。

続いて、法人町民税の11月末現在の調定額は3億7,928万円で、会社組織の変更に伴う経費の増加等により、前年同時期に比べマイナス23.3%、約1億1,500万円の減額となっております。

法人町民税の税額が、その事業所の業績とは直接連動いたしませんので、一概に経済状況が悪くなっている状況ではございませんが、税収の確保という観点からは大変厳しい状況であり、年度末に向けて今後の申告状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、固定資産税の11月末現在の調定額は13億1,012万円、前年同時期に比べマイナス0.4%、約535万円の減額となっておりますが、ほぼ平年並みの税額となっているところであります。

続いて、令和6年度の町税の見込みについてお答えいたします。初めに、個人町民税につきましては、県情報統計課の毎月勤労統計調査によると、現金給与の総額及び雇用の動きについて、やや増加傾向であることから、給与所得の増加に伴う個人町民税の増収を期待するところであります。

続いて、法人町民税につきましては、県の景気動向調査や日銀松本支店の県内の金融経済動向などによると、「持ち直している。」とのことですが、ウクライナや中東地域をめぐる情勢や、物価高騰による原材料費の増加のほか、設備投資などによる税収におけるマイナス要因もある中で、来年度の税収見込みにつきましては、今後の状況を踏まえ、決定してまいりたいと考えております。

次に、固定資産税につきましては、初めに、家屋及び土地についてであります。税額算定の基礎となる総務大臣が定める固定資産評価基準については、3年ごとに見直す評価替えが行われており、令和6年度はこの評価替えの年となります。このことから、不透明な部分が多く、税収を見込むことは難しいところではあります。過去の評価替え年度の状況を見ますと、前年度より減収となる傾向にあります。

また、償却資産につきましては、事業所の設備投資の状況に大きく左右されることから、来

月1月末を期限とした申告状況を踏まえ、見込みを立ててまいりたいと考えております。

主な税目についてお答えしてまいりましたが、6年度の町税全体の見込みにつきましては、現在資料収集を進め、積算作業に着手したところであり、昨今の社会情勢や経済動向を見ますと、一段と厳しい状況が推測されるところであります。

今後は、新年度の予算編成に向け、歳入の基本となる税収入の的確な算出に努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（伊達君） 令和6年度の町の展望について、私からは、口の令和6年度重点事業はについてのご質問にお答えいたします。

町では、各種施策を展開していく大きな指針として、長期総合計画を策定し、まちづくりの基本理念や町の将来像を定める中で、各分野にわたる事業を実施しているところであります。

現在は、令和12年度までを計画期間とする第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」という将来像を町政運営の基軸とし、これを実現するため、六つの基本目標の達成に向けた事業の実施に取り組んでいくこととしております。

令和6年度におきましても、総合計画に沿った事業を基本として、各施策の共通テーマとしているSDGsの達成とデジタル変革への取組に資する事業につきましても、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

そうした中、令和6年度重点事業はとのご質問であります。予算編成前であり、実施計画も策定途中でありますので、現時点では事業展開の大まかな方向性としてお答えをいたします。

まず、新たな少子高齢化対策の拠点や多様な人々の交流の場として整備を考えております新複合施設につきまして、今年度検討を進めている基本計画に基づき、設計段階へと進めてまいりたいと考えております。

また、葛尾組合では、新リサイクルセンターの整備に向けた動きが本格化する中、町としましてもしっかりと連携を取っていくほか、今後の中心市街地のエリア形成に向けた検討など、近い将来の暮らしやまちづくりに向けて、足場を固めていくための重要な年になると考えております。

交通インフラに関する施策としましては、利便性の向上やさらなる産業の振興にもつながることが期待される国道18号バイパスや、県道坂城インター線の延伸に向けては、早期建設に向けた国・県への要望活動を継続して行うとともに、基幹町道でありますA01号線やA06号線など、町内基盤の整備につきましても、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところであります。

現在、各課において次年度の予算編成作業を進めておりますが、先ほど申し上げた事業のほかにも、各種個別計画において実施年次となっている事業や、子育て・福祉・教育、また、産業や防災・減災など、各分野の事業にも確実に取り組む必要があります。

限られた財源の中、施策の優先度も考慮しつつ、山村町長が掲げるまちづくりのコンセプトでありますwell beingの視点も踏まえながら、着実に事業が進むよう調整してまいりたいと考えているところでございます。

12番（大日向君） それぞれの質問にお答えをいただきました。税収入については、6年度は非常に厳しい状況かなということがわかりました。それでも、様々な事業も控えておりますので、難しい状況が続くとは思いますが、ぜひとも必要な物事の取捨選択を行い、メリ張りのある予算編成をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

2. 葛尾組合について

イ. 旧ごみ焼却施設について

1点、解体に向けた今後の計画はどのようになるでしょうか。

ロ. 新リサイクルセンター施設について

3点についてお聞きいたします。1点目、葛尾組合跡地を候補地とした理由。それと新リサイクルセンター施設の規模はどのぐらいになるでしょうか。

2点目、新リサイクルセンター施設における処理対象物はどのようになるのか。変化があるのかどうなのかということ。

3点目、地域住民への説明の考えはどのように考えているのでしょうか。

ハとして、総事業費について。

2点、総事業費の見込額はということで、ごみ焼却施設の解体に係る費用見込額と、新リサイクルセンター施設の設計、建設に係る費用見込額はどのようになるでしょうか。

2点目、葛尾組合は、千曲市と坂城町1市1町で運営されております。解体及び施設整備にあたり、費用負担割合はどのように想定していますか。また、国や起債などの財源の見込みをお答えください。

ニとして、事業スケジュールについて。

1点、令和6年度以降の整備に向けた事業スケジュールと新リサイクルセンター施設の供用予定時期はどのようになるでしょうか。以上質問いたします。

町長（山村君） ただいま2番目の質問としまして、葛尾組合についてご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により一部事務組合が設立され、地域の皆様にとって不可欠であるごみの処理と葬祭施設の運営、霊園管理といった基幹的な住民サービスを担ってまいりました。

この間、1市2町の合併を経て、現在、千曲市と坂城町で構成されている中で、ごみ焼却事業につきましては、施設の老朽化が進む中、令和3年に長野広域連合が運営するちくま環境エ

エネルギーセンターにその役割が移管されたところであります。

初めに、イの旧ごみ処理施設についてのご質問として、解体に向けた今後の計画についてですが、旧ごみ焼却施設は、地域の生活環境の向上と高度経済成長や大量消費社会の到来によるごみ搬入量の増加に対応するため、昭和54年に1日80トンの処理能力を持つ焼却施設として建設されました。

42年間の施設稼働期間におきましては、ダイオキシン対策特別措置法に対応した大規模改修を講じるなど、適正なごみ焼却事業を実施してきたところであります。

旧ごみ焼却施設の解体につきましては、鉄筋コンクリート造りの建築物の撤去をはじめ、焼却炉などの燃焼設備やクレーンなどの受入供給設備などを含む解体撤去工事となることから、令和6年度から7年度にわたっての工事期間を見込んでいます。

また、建設を予定する新リサイクルセンターの設計を並行して進めることで、解体撤去工事終了後、速やかな建設工事への移行が可能となり、工期の短縮を図れるものと考えております。

次に、ロの新リサイクルセンター施設に関するご質問でございますが、葛尾組合の役割は、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現といった現代社会の要請に応えるべく、焼却事業からリサイクル事業にシフトする重要な転換期を迎えているところであり、焼却場の後利用につきましては、将来的な展望を見据えた跡地利用を図る観点から、葛尾組合議会において協議検討を進めてまいったところであります。

同時に、昭和45年に開設後、50年以上を経過し老朽化が著しい上山田不燃ごみ処理施設の対応も急務であり、また、資源循環の推進を図る上で、プラスチックストックヤードの機能の充実が求められることから、長野広域連合の第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に位置づけ、国の交付金を活用する中で、既存の焼却施設を解体し、解体跡地に上山田不燃処理場とプラスチックストックヤードを集約した、双方の機能を併せ持つ新たな施設整備を行うことについて、組合議会にお認めをいただく中で、決定をいたしたところであります。

この新リサイクルセンター建設にあたりましては、昨年度、施設整備の基本方針と計画ごみ処理量、施設規模、破碎、選別処理方法、事業スケジュールなどの方向性を定めたマテリアルリサイクル施設整備基本計画の策定を進めてきたところであります。

また、施設規模につきましては、これまでの実績等を勘案する中で、1日当たり不燃ごみ2.9トン、資源ごみ7.5トン、有害ごみ0.5トン（同日「0.2トン」に訂正あり）、計1日当たり10.6トンの処理能力を備えた施設を計画しているところであります。

新たな施設で処理する対象物としましては、資源物が缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装としており、有害ごみといたしましては、蛍光管、乾電池といった現在の収集に加えて、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことにより、製品プラスチックの収集に対応した施設づくりを行うことで、地域の資源循環を推

進してまいりたいと考えております。

次に、地域住民への説明についてであります。地元の中之条区には、焼却場の後利用として、新リサイクルセンターの建設についてご同意をいただいているところであり、本年9月23日にも、中ノ条公民館におきまして、各施設の現況や焼却施設の後利用、新リサイクルセンターでの資源物処理方法などについてご説明させていただきました。

今後も、建設工事の具体的なスケジュールが固まった段階におきまして、必要に応じて説明会を開催したいと考えております。

次に、ハとして総事業費に関するご質問であります。リサイクルセンター建設工事は、旧焼却施設の解体撤去工事と新リサイクルセンター建設工事の二つの工事からなり、昨今の物価上昇も勘案する中で、既存施設の解体撤去工事費用については、おおむね11億円、新施設の建設工事費用については、おおむね43億円を見込んでいます。

今年度におきましては、事業者選定委員会により事業者選定を行い、入札に向けた準備を進めているところであります。

また、施設整備にかかる千曲市・坂城町の負担割合につきましては、構成市町負担金と同様に、住民基本台帳の登録人数による人口割で20%、直近の10月から9月までの不燃ごみ、資源ごみの搬入量による実績割で80%に基づき算出された負担割合とし、当町の負担としましては、おおよそ2割となることが想定されるところであります。

建設にあたっての財源につきましては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進するための国の資源循環型社会形成推進交付金の活用のほか、地方交付税措置が見込まれる起債である一般廃棄物処理事業債の借入れにより財政負担の軽減を図るとともに、組合が積立てを行っている施設整備基金の充当などにより施設の建設を進める計画としております。

財源の構成といたしましては、国交付金が3割、起債借入れが5割、2割を組合の基金などで賄う想定をしているところであります。

次に、ニとしまして事業スケジュールについてのご質問ですが、事業スケジュールといたしましては、令和6年度に旧ごみ焼却施設の解体撤去と新リサイクル施設の設計に着手し、令和7年度に解体撤去工事を完了、7年度から8年度の2年間で建設工事を完了させ、令和9年度から新リサイクルセンターを稼働する計画としていただいております。

新リサイクルセンターの建設は、千曲市・坂城町の資源循環型社会の形成と地域の持続的な発展に大きな役割を果たすプロジェクトでありますので、千曲市・坂城町と葛尾組合の3者でしっかりと連携を図る中で取り組んでまいりたいと考えております。

一部読み直します。施設規模につきまして、これまでの実績等を勘案する中で、1日当たり不燃ごみ2.9トン、資源ごみ7.5トン、有害ごみ0.2トン、計1日当たり10.6トンの処理能力を備えた施設を計画しているところであります。一部修正します。

1 2 番（大日向君） ただいま、町長より答弁をいただきました。来年度より旧ごみ焼却施設の解体撤去工事が始まり、新リサイクルセンターの稼働が令和9年度に予定されているということでした。令和4年4月より施行されている、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で示された内容に基づいた施設となることがわかりました。

そこでなんですけれども、再質問で、この施設の名称というのはいかなるような決め方をするのか、もう決まっているのかどうなのかということと、もう1点、資源ごみについては、回収内容が変わると思うんですよね、この法律によって。ごみの回収方法は、それに伴い変更がなされるものなのでしょうか。2点についてお伺いいたします。

住民環境課長（山下君） ただいま、施設の名称とプラスチックの回収方法についての再質問にお答えいたします。

施設の名称については、現在まだ決まっておりません。また、新プラスチック法に対応した製品プラスチックのリサイクルを実施するにあたり、分別区分や収集方法、ごみの運搬計画など様々な変更が生じることが想定されますので、施設建設と並行して収集方法、それから名称については、千曲市、坂城町、葛尾組合の3者が連携して、新たなごみ収集の制度設計についても協議、検討を進め、早い段階で町民の皆様にご周知していきたいと考えております。

1 2 番（大日向君） 再質問にお答えいただきました。ごみの分別、回収方法についてですが、現在の分別・分類からどのように変化するのか、これから検討をいただくということですが、長年行ってきた方法が変化する際には混乱が生じることと思います。新たに分別・分類が追加される等の際は、誰しもがわかりやすく対応できるよう、早めの周知にぜひ努めていただきたいと思います。

今回の一般質問は終わりますが、令和6年はインター線先線の開通が予定されております。新たな町の動脈となる道路であります。ほかにも大きな事業がいくつも控えているのが現状です。景気動向はまだまだ回復とはいかず、厳しい側面を見せておりますが、計画されている事業が滞りないよう進められることを願って一般質問を終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時17分）